一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　泉山沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成二十九年国土交通省告示第百六十三号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　青森県三戸郡三戸町大字泉山
　字船場ノ上　四二番地先水路敷　一号
　八四番　十号
　八二番　十一号から十三号まで
　三三番一　十四号
　四二番　十五号
　三七番一　二号
　字泉山　三号
　字大久保　四号
　一一二番　五号から七号まで
　八二番地先水路敷　八号
　八四番地先水路敷　九号
　三七番一
　九三番一地先道路敷

○国土交通省告示第九百二十八号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年十月十八日
　国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　乙和気川支流
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
　岡山県久米郡美咲町松尾
　字宮の奥　三〇二番一
　三〇四番から三〇六番まで
　三〇六番一
　三〇七番
　三三九番
　三四〇番一及び三四〇番二
　三四一番から三四四番まで
　三四五番一
　三四九番一
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　岡山県久米郡美咲町松尾
　字やしき　三九一番　一号及び二号
　字うえ　三二九番　三号
　字宮の奥　三三六番一　五号及び六号
　三三七番　四号及び七号
　三三九番　八号及び九号
　三〇七番　十号及び十一号
　三一九番　十二号
　三二二番　十三号及び十四号
　三二三番一　十五号
　三二五番　十六号
　三二五番地先道路敷　十七号
　字新助脇　三二七番　十八号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　西川大橋川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　岡山県久米郡美咲町西川
　字雨谷　一〇七二番地先道路敷　一号及び二号
　一〇七三番　六号
　一〇七五番　七号
　一〇七四番一　八号
　一〇七四番一地先道路敷　九号
　一〇三四番一地先道路敷　三号
　一〇三六番一　四号
　一〇三三番一　五号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　金政川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　岡山県久米郡久米南町神目中
　字定本　九〇九番一　二号
　九一一番二　一号
　字牛屋口　八六三番一　三号
　八五八番　九号及び十号
　字牛屋谷　八五五番一　四号
　八五五番二　七号
　八五五番四　八号
　字牛屋　八五二番一　五号及び六号
　字谷渕　八五九番　十一号
　字田の上　八六七番　十二号
　字孫右衛門屋敷　八六六番二　十三号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　浦ノ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　岡山県総社市日羽
　字向田　一九七一番　一号から六号まで
　一九七三番　八号から十四号まで
　一九七五番　七号

○国土交通省告示第九百二十九号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年十月十八日
　国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　汐満川―一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
　高知県高岡郡中土佐町上ノ加江
　字汐満　二三六二番ロ
　二三八六番一及び二三八六番二
　二三八七番
　字ゴロダニ山　五二九三番イ及び五二九三番ロ
　五二九四番二
　字道ノ須　五九三八番から五九四四番まで
　五九四五番二
　六〇二五番及び六〇二六番
　六〇二八番及び六〇二九番
　六〇四四番及び六〇四五番
　六〇四八番及び六〇四九番
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　高知県高岡郡中土佐町上ノ加江
　字汐満　二三六四番　一号及び二号
　二三八六番三　七号及び八号
　二三八一番　九号
　二三六六番イ　十号
　字ゴロダニ山　五二九四番イ　三号
　五二九三番イ　五号
　五二九二番　六号
　字道ノ須　六〇四八番　四号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　汐満川―二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
　高知県高岡郡中土佐町上ノ加江
　字ゴロダニ山　五二九九番一及び五二九九番二
　五三〇〇番一及び五三〇〇番二
　五三〇一番一及び五三〇一番二
　五三〇二番
　五三一二番
　六〇三〇番から六〇三八番まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　高知県高岡郡中土佐町上ノ加江
　字ゴロダニ山　五三〇三番一　一号から六号まで
　五二九九番一　七号
　五三〇二番　八号及び九号

○国土交通省告示第九百三十号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年十月十八日
　国土交通大臣　石井　啓一